マルカ株式会社(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式157,700株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は 一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡 の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 東京都台東区橋場一丁目2番1号

(名 称)マルカ株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 久保 良信



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



エンビリオン株式会社(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式31,500株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 東京都港区赤坂九丁目6番30号

(名 称) エンビリオン株式会社

(代表者名) 代表取締役 吉田 あいか



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



株式会社 GENDA (以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年2月 27 日割当予定の乙株式 31,500 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(名 称) 株式会社 GENDA

(代表者名) 代表取締役社長 申 真衣



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22番 19号

(名 称) サイバーステップ株式会社



# 確約 書

株式会社ピーナッツ・クラブ(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式31,500株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 大阪府東大阪市御厨南二丁目1番33号

(名 称)株式会社ピーナッツ・クラブ

(代表者名) 代表取締役

前田 泰裕



乙 (住 所)東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



株式会社ライジング・プラネット(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式31,500株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 東京都港区南青山二丁目 11 番 13 号

(名 称)株式会社ライジング・プラネット

(代表者名)代表取締役

三井 政慶



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称)サイバーステップ株式会社



高森章一(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式157,700株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は 一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡 の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 東京都港区

(氏 名) 髙森 章一



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



浅原慎之輔(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式31,500株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は 一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡 の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所)神奈川県藤沢市

(氏 名) 浅原 慎之輔



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



有元佐康(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式31,500株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は 一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡 の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所)東京都新宿区

(氏 名) 有元 佐康



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



宇佐美亮(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式31,500株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は 一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡 の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

#### 2024年2月27日

甲(住所)東京都豊島区

(氏 名) 宇佐美 亮



乙 (住 所)東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



市川将(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社 東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節 第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式9,400株(以 下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部 又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡 価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住 所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替 口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧 に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しを それぞれ保有するものとする。

以上

2024年2月27日

甲 (住 所) 埼玉県川口市 (氏 名) 市川 将



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目22番19号

(名 称) サイバーステップ株式会社 (代表者名) 代表取締役社長 佐藤 類



齋藤次郎(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式9,400株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は 一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡 の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所)東京都品川区

(氏 名) 齋藤 次郎



乙 (住 所) 東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社



齊藤徳也(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式6,300株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部 又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡 価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住 所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替 口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧 に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しを それぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所)東京都中野区 (氏 名)齊藤 徳也



乙 (住 所)東京都杉並区和泉一丁目22番19号 (名 称)サイバーステップ株式会社

(名 称) サイバーステップ株式会社(代表者名) 代表取締役社長 佐藤 類



# 確約 書

二田政士(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式6,300株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部 又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡 価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住 所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替 口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、 乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧 に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024年2月27日

甲 (住 所) 埼玉県吉川市 (氏 名) 二田 政士



乙 (住 所)東京都杉並区和泉 丁目22番19号 (名 称)サイバーステップ株式会社 (代表者名)代表取締役社長 佐藤 類



ロードランナー株式会社(以下「甲」という。)及びサイバーステップ株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年2月27日割当予定の乙株式131,200株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年2月27日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について 承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要 な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以上

#### 2024年2月27日

甲 (住 所) 東京都渋谷区神宮前二丁目2番39号

(名 称) ロードランナー株式会社

(代表者名) 代表取締役

佐藤 類



乙 (住 所)東京都杉並区和泉一丁目 22 番 19 号

(名 称) サイバーステップ株式会社

